

議案第44号

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の変更について

次のとおり、湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日 提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変更後		変更前																					
<p>6. 生活環境の整備 (6) その他 ア 現況と問題点 現在、本地域の現金自動預け払い機（ATM）の設置場所は、泊郵便局、<u>山陰合同銀行旧泊出張所及び鳥取中央農業協同組合泊支所</u>ですが、その中で、山陰合同銀行のATMについては、利用者の減少等の理由でその存続が難しい状況となっています。ATMの廃止は地域住民の日常生活の利便性の低下、さらには過疎化が進行する要因にもなることから、その存続に向けた取組が必要となっています。</p> <p>イ その対策 既存のATMの存続を当該金融機関に要望するとともに、その存続が困難な場合は本町公共施設への整備に対する支援を図ります。</p> <p>ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名（施設名）</th> <th>事業内容</th> <th>実施主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 生活環境の整備</td> <td><u>(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活</u></td> <td>現金自動預け払い機（ATM）の整備補助事業</td> <td>湯梨浜町</td> <td>日常生活の利便性の維持を図られる</td> </tr> </tbody> </table>		持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考	5. 生活環境の整備	<u>(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活</u>	現金自動預け払い機（ATM）の整備補助事業	湯梨浜町	日常生活の利便性の維持を図られる	<p>6. 生活環境の整備 (6) その他 ア 現況と問題点 現在、本地域の現金自動預け払い機（ATM）の設置場所は、泊郵便局<u>と山陰合同銀行旧泊出張所</u>ですが、その中で、山陰合同銀行のATMについては、利用者の減少等の理由でその存続が難しい状況となっています。ATMの廃止は地域住民の日常生活の利便性の低下、さらには過疎化が進行する要因にもなることから、その存続に向けた取組が必要となっています。</p> <p>イ その対策 既存のATMの存続を当該金融機関に要望するとともに、その存続が困難な場合は本町公共施設への整備を図ります。</p> <p>ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名（施設名）</th> <th>事業内容</th> <th>実施主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 生活環境の整備</td> <td><u>(8) その他</u></td> <td>現金自動預け払い機（ATM）の整備・維持事業</td> <td>湯梨浜町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考	5. 生活環境の整備	<u>(8) その他</u>	現金自動預け払い機（ATM）の整備・維持事業	湯梨浜町	
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考																			
5. 生活環境の整備	<u>(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活</u>	現金自動預け払い機（ATM）の整備補助事業	湯梨浜町	日常生活の利便性の維持を図られる																			
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考																			
5. 生活環境の整備	<u>(8) その他</u>	現金自動預け払い機（ATM）の整備・維持事業	湯梨浜町																				

9. 教育の振興
1. 学校教育
(ア) 及び (イ) 略

ウ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事 業 内 容	実施 主体	備 考
8. 教 育の振 興	(1)学校 教育関 連施設 校舎 屋内運 動場	略	湯梨 浜町 教育 委員 会	
	屋外運 動場	泊小学校 環境整備 イノシシ 用侵入防 止柵の改 修等 <u>老朽化等 による泊 小学校の 施設・設 備の改 修・更新</u>		
	給食施 設	泊小学校 厨房機器 等一式 経年劣化 による厨 房機器等 の更新 <u>安心安全 な給食を 提供する ための厨 房機器等 の整備</u>		

9. 教育の振興
1. 学校教育
(ア) 及び (イ) 略

ウ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事 業 内 容	実施 主体	備 考
8. 教 育の振 興	(1)学校 教育関 連施設 校舎 屋内運 動場	略	湯梨 浜町 教育 委員 会	
	屋外運 動場	泊小学校 環境整備 イノシシ 用侵入防 止柵の改 修等		
	給食施 設	泊小学校 厨房機器 等一式 経年劣化 による厨 房機器等 の更新		